

八王子市高齢者施設整備審査部会運営要綱

(設置)

第1条 「八王子市高齢者計画・介護保険事業計画」(以下「計画」という。)に掲げた施設サービス及び地域密着型サービス等の整備を着実に推進するため、八王子市社会福祉審議会条例第7条第2項及び八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱第4条第1項第2号に基づき、八王子市高齢者施設整備審査部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画により整備数を定めた介護保険サービス事業者の選考、審査に関すること。
- (2) 施設整備に伴う補助金の交付審査に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、高齢者施設整備に必要と認められること。

(構成)

第3条 部会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

- 2 部会は、会長が議長となる。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 部会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(組織)

第5条 部会の委員は、八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱第2条に定める委員もしくは臨時委員をもって組織し、定数は6人とする。その内訳は次のとおりとする。

- (1) 財務に識見を有する者 1人
 - (2) 地域団体、高齢者団体、福祉関係者 1人
 - (3) 介護保険被保険者 1人
 - (4) 保健医療関係者 2人
 - (5) 介護サービスを提供する事業者 1人
- 2 八王子市社会福祉審議会条例第7条第3項に基づき、臨時委員を置くことができる。
 - 3 上記の他、部会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第6条 委員及び臨時委員は、本人又は本人が所属する法人等に係る案件については、その審議及び決議に参加することはできない。

(任期)

第7条 委員の任期は、八王子市社会福祉審議会の任期とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第9条 会長は、事務局をして会議録を調製し、出席委員の氏名を記載させなければならない。

(庶務)

第10条 部会の庶務は福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。